

新潟市介護保険料減免要綱

(趣旨)

第1条 介護保険料（以下「保険料」という。）の減免については、新潟市介護保険条例（平成12年新潟市条例第20号。以下「条例」という。）及び新潟市介護保険条例施行規則（平成12年新潟市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(減免を認める基準等)

第2条 条例第12条第1項に規定する保険料を納付することができないと認める場合とは、同項各号及び規則第14条第1項に定めるもののほか、別表第1に定めるところによるものとし、減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は、それぞれ別表第2に定めるところによる。

(適用する減免基準)

第3条 条例第12条第1項各号のうち2以上の規定に該当する者については、それらの規定に対応する別表第2に掲げる基準のうち、減免する額又は割合が最も大きくなるものを適用する。

(添付書類)

第4条 条例第12条第2項の規定により減免の申請時に添付する書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第1項第1号に該当する場合 罹災したことを証明する書類
- (2) 条例第12条第1項第2号に該当する場合 行方不明を証明する書類、障害者手帳又は診断書及び給与明細書などの収入を証明できる書類
- (3) 条例第12条第1項第3号に該当する場合 休業若しくは廃業に関する届出書若しくは休業若しくは廃業を証明する書類又は雇用保険受給明細書及び失業前の給与明細書などの収入を証明できる書類

- (4) 条例第12条第1項第4号に該当する場合 災害により被害を受けたことによる収入減を証明する書類
 - (5) 条例第12条第1項第5号に該当する場合 収監証明書又は拘留通知書
 - (6) 条例第12条第1項第6号及び規則第14条第1項第1号に該当する場合 減免を受けようとする者及びその者と生計を一にする者の収入及び所有する資産を証明するもの並びに当該収入及び資産の調査に関する同意書
- (その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
(平成25年度における東日本大震災に関する特例)
- 2 平成23年3月11日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内の市町村に住所を有しており、東日本大震災により被災した被保険者（以下「東日本大震災の被災介護保険被保険者」という。）等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部を免除する。
 - (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）に伴い原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき設定された避難指示区域（避難指示区域に設定されていた区域を含む。）内に住所を有していたもの
 - (2) 原発事故に伴い原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき設定

された計画的避難区域（計画的避難区域に設定されていた区域を含む。）内に住所を有していたもの

(3) 原発事故に伴い原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき設定されていた緊急時避難準備区域内に住所を有していたもの

(4) 原発事故に伴い特定避難勧奨地点（事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点をいう。）の住居に居住していたため、避難を行っているもの

(5) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(4)までのいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

（平成26年度における生活保護基準改正に伴う特例）

3 平成26年度に限り、別表第1の4における生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準については、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の基準を適用する。

（平成26年度における東日本大震災に関する特例）

4 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、平成26年度分保険料の全額を免除する。ただし、(2)に規定する者のうち地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が633万円以上であるものについては、平成26年9月分までの保険料に限る。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に住所を有していたもの及び新たに結婚その他これに準ずる理由により、これらに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

(2) 旧緊急時避難準備区域又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していたもの及び新たに結婚その他これに準ずる理由により、これらに該当する者の

いる世帯に属することとなったもの

(平成27年度における生活保護基準改正に伴う特例)

- 5 平成27年度に限り、別表第1の4における生活保護法による保護の基準に規定する基準については、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の基準を適用する。

(平成27年度における東日本大震災に関する特例)

- 6 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、平成27年度分保険料の全額を免除する。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に住所を有していたもの

(2) 旧緊急時避難準備区域又は平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、前年の合計所得金額が633万円以上であるもの(以下「旧上位所得者」という。)は除く。

(3) 平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、旧上位所得者については、平成27年9月分までの保険料に限る。

(4) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(3)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

(平成28年度における東日本大震災に関する特例)

- 7 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、平成28年度分保険料の全額を免除する。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していたもの

(2) 旧緊急時避難準備区域又は平成26年度以前に指定が解除された特定避難勧奨

地点に住所を有していたもの。ただし、旧上位所得者は除く。

(3) 平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし、旧上位所得者については、平成28年9月分までの保険料に限る。

(4) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(3)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

(平成29年度における東日本大震災に関する特例)

8 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、平成29年度分保険料の減免割合を全部とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していたもの

(2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、前年の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。）が633万円以上であるもの（以下「上位所得者」という。）は除く。

(3) 平成28年度に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域（平成29年4月1日午前0時に解除された区域を含む。）に住所を有していたもの
ただし、上位所得者については、平成29年9月分までの保険料に限る。

(4) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(3)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

(平成30年度における東日本大震災に関する特例)

9 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、平成3

0年度分保険料の減免割合を全部とする。

- (1) 帰還困難区域，居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していたものの
- (2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし，上位所得者は除く。
- (3) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に住所を有していたもの
- (4) 新たに結婚その他これに準ずる理由により，(1)から(3)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの
(平成30年度における生活保護基準改正に伴う特例)

- 10 平成30年度に限り，別表第1の4における生活保護法による保護の基準に規定する基準については，平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の基準を適用する。
(平成31年度における東日本大震災に関する特例)

- 11 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で，次のいずれかに該当するものについては，第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし，平成31年度分保険料の減免割合を全部とする。

- (1) 帰還困難区域，居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していたものの
- (2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし，上位所得者は除く。
- (3) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし，上位所得者は除く。
- (4) 新たに結婚その他これに準ずる理由により，(1)から(3)のいずれかに該当

する者のいる世帯に属することとなったもの

(平成31年度における生活保護基準改正に伴う特例)

- 12 平成31年度に限り、別表第1の4における生活保護法による保護の基準に規定する基準については、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の基準を適用する。

(令和元年度及び令和2年度における新型コロナウイルス感染症に関する特例)

- 13 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等で、次の第1号に該当する被保険者については条例第12条第1項第2号に、次の第2号に該当する被保険者については条例第12条第1項第3号に、第2条の規定にかかわらず該当するものとみなし、令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について(令和2年4月9日付厚生労働省事務連絡)の基準に基づき行うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当するもの。

ア 世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

(令和2年度における東日本大震災に関する特例)

- 14 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、令和2

年度分保険料の全部を免除する。

- (1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していたものの
- (2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。
- (3) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。
- (4) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域及び旧居住制限区域並びに旧避難指示準備解除区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者については、令和2年9月分までの保険料に限る。
- (5) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(4)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの
(令和2年度における生活保護基準改正に伴う特例)

15 令和2年度に限り、別表第1の4における生活保護法による保護の基準に規定する基準については、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の基準を適用する。

(令和3年度における新型コロナウイルス感染症に関する特例)

16 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等で、次の第1号に該当する被保険者については条例第12条第1項第2号に、次の第2号に該当する被保険者については条例第12条第1項第3号に、第2条の規定にかかわらず該当するものとみなし、保険料(令和2年度3月分及び令和3年度分の保険料であって、普通徴収の納期限(特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に属するものをいう。)の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて(令和3年3月12日付厚生労働

省事務連絡)の基準に基づき行うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当するもの。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(令和3年度における東日本大震災に関する特例)

17 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、令和3年度分保険料の全部を免除する。

(1) 帰還困難区域に住所を有していたもの

(2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。

(3) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。

(4) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域及び旧居住制限区域並びに旧避難指示準備解除区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。

(5) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(4)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

(令和4年度における新型コロナウイルス感染症に関する特例)

18 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等で、次の第1号に該当する被保険者については条例第12条第1項第2号に、次の第2号に該当する被保険者については条例第12条第1項第3号に、第2条の規定にかかわらず該当するものとみなし、保険料(令和3年度3月分及び令和4年度分の保険料であって、普通徴収の納期限(特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に属するものをいう。)の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて(令和4年3月14日付厚生労働省事務連絡)の基準に基づき行うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当するもの。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(令和4年度における東日本大震災に関する特例)

19 東日本大震災の被災介護保険被保険者等で、次のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず条例第12条第1項第1号に該当するものとみなし、令和4年度分保険料の全部を免除する。

(1) 帰還困難区域に住所を有していたもの

- (2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。
- (3) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。
- (4) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域及び旧居住制限区域並びに旧避難指示準備解除区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。
- (5) 新たに結婚その他これに準ずる理由により、(1)から(4)のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市保険料減免要綱の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市保険料減免要綱の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年10月11日から施行する。
- 2 改正後の附則第9項の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の附則第10項の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の附則第11項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、改正後の附則第16項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、改正後の附則第17項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行し、改正後の附則第18項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、改正後の附則第19項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

保険料の納付が困難であることの認定に係る基準

- 1 条例第12条第1項第1号に規定する著しい損害を受けたことに該当する場合とは、住宅、家財又はその他の財産の損害について次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。
 - (1) 損害額から損害保険等により支払われる保険給付金の額を差し引いた額（以下次表において「実損害額」という。）が、損害を受けた財産の価格の10分の2以上であること。
 - (2) 減免を受けようとする者が市民税を課されている者である場合は、減免を受けようとする事由と同一の事由によって市民税が減免されること。
- 2 条例第12条第1項第2号及び第3号に規定する収入が著しく減少したことに該当する場合とは、世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）について次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 広範囲に災害が発生した場合 死亡し、若しくは災害により行方不明となり、又は身体に重大な障がいを受けたこと。
 - (2) 死亡し、若しくは災害により行方不明となり、又は心身に重大な障がいを受け、若しくは長期入院をした場合（前号の場合を除く。） 次のアからウまでに定めるところによる。
 - ア 主たる生計維持者（その者が死亡し、又は行方不明となった場合にあっては、その者の属する世帯の被保険者）の減免申請をしたときにおいて当該年中に見込まれる所得等の状況により仮に算定した条例第3条第1項の保険料の段階（以下「保険料段階」という。）が、申請時に現にその者に賦課されている保険料段階に比し、2段階以上保険料が少ない段階に下がること。
 - イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第1号ニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ及び第5号ロ並びに条例第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに該

当しないこと。

ウ 前年の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この表及び別表第2において同じ。）が確認できること。

(3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等をした場合 前号アからウまでに掲げる要件を満たすこと。

3 条例第12条第1項第4号に規定する収入が著しく減少したことに該当する場合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

(1) 広範囲に発生した災害による被害により事業収入が減少した場合 次のア及びイに定める要件に該当すること。

ア 事業収入の減少による損害額の合計額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が平年における事業収入額の合計額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額のうち、事業所得以外の所得の合計額が400万円以下であること。

(2) 災害による被害により事業収入が減少した場合（前号の場合を除く。） 前項第2号アからウまでに掲げる要件を満たすこと。

4 規則第14条第1項第1号の規定により、生活保護法による保護を必要とする状態に準ずるものとして認める場合は、次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。

(1) 減免を申請した年の被保険者及び当該被保険者の属する世帯に属する者（以下「世帯員」という。）すべての者の年間収入見込額を合計した金額が、次のア及びイに掲げる被保険者の属する世帯の区分に応じ、それぞれに定める額以下であること。

ア 被保険者1人の世帯 減免申請に係る保険料の賦課期日の属する年度におけ

る1か月分の当該申請をした被保険者の世帯の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費（別表第1第1章の1（1）イの第1類及び第2類に限る。以下「基準生活費」という。）（介護保険法第7条第22項に規定する介護保険施設に入所している者にあつては同基準に規定する介護施設入所者基本生活費（以下「介護施設入所者基本生活費」という。）及び介護扶助基準に定める費用（移送費を除く。以下「介護扶助費」という。))の額を同基準により算定（基準生活費及び介護施設入所者基本生活費の額の算定に際しては、その算定に係る者の年齢が60歳から69歳までにあるものとして算定）した額に12を乗じて得た額に同基準に定める冬季加算額を加えた額（以下「基準生活費年間合計額」という。）に、さらに同基準に定める住宅扶助の1人の特別基準額を限度とした住宅扶助と認められる額を加えた額

イ 被保険者及び世帯員が2人以上の世帯 被保険者及び世帯員の数が2人であるものとしてこの号アに規定する方法により算定した基準生活費年間合計額から被保険者及び世帯員の数が1人であるものとして同様の方法により算定した基準生活費年間合計額（以下この号において「1人世帯基準生活費年間合計額」という。）を減じた額に被保険者及び世帯員の実数の数から1を減じた数を乗じて得た額に、1人世帯基準生活費年間合計額及び同基準に定める住宅扶助の2～6人の特別基準額を限度とした住宅扶助と認められる額を加えた額

(2) 減免を申請した日において被保険者又は世帯員の預貯金が、次のア及びイに掲げる被保険者の属する世帯の区分に応じ、それぞれに定める額以下であること。

ア 被保険者1人世帯 前号アに定める額から住宅扶助と認められる額を減じた額。

イ 被保険者及び世帯員が2人以上の世帯 前号イに定める2人世帯の額から住宅扶助と認められる額を減じた額。

- (3) 被保険者又は世帯員が居住の用に供している以外の資産を所有していないこと。
- 居住の用に供している資産を所有している場合は、地方税法に規定する固定資産課税台帳に登録されている価格が2,700万円未満であること。

別表第2（第2条関係）

減免する保険料の額又は割合及び減免する期間の基準

1 条例第12条第1項第1号の規定に該当することにより保険料を減免する場合における減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広範囲に発生した災害により住宅に損害が生じた場合 次の表のとおりとする。

損害程度	減免区分		減免期間
	前年合計所得金額	減免割合	
実損害額が損害を受けた財産の価格の10分の5以上のとき。	基準所得金額未満	全部	減免申請のあった年度の末日までの間
	基準所得金額以上	2分の1	
実損害額が損害を受けた財産の価格の10分の2以上10分の5未満のとき。	基準所得金額未満	2分の1	
	基準所得金額以上	4分の1	

備考 基準所得金額とは、介護保険法施行令第38条第1項第7号に規定する基準所得金額をいう。(2)及び4(1)において同じ。

(2) 前号に規定する災害を除く災害により住宅、家財その他の財産に損害が生じた場合 次の表のとおりとする。

損害程度	減免区分		減免期間
	前年合計所得金額	減免割合	
実損害額が損害を受けた財産の 価格の10分の5以上のとき。	基準所得金額未満	全部	1年間
	基準所得金額以上	2分の1	
実損害額が損害を受けた財産の 価格の10分の2以上10分の 5未満のとき。	基準所得金額未満	2分の1	
	基準所得金額以上	4分の1	

2 条例第12条第1項第2号の規定に該当することにより保険料を減免する場合における減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主たる生計維持者が広範囲に発生した災害により死亡し、若しくは行方不明となり、又は身体に重大な障がいを受けた場合 次の表のとおりとする。

罹災の程度	減免割合	減免期間
死亡し、又は行方不明となったとき。	全部	減免申請のあった年度 の末日までの間
身体に重大な障がいを受けたとき。	10分の9	

(2) 主たる生計維持者が死亡し、若しくは行方不明となり、又は心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院した場合（前号の場合を除く。） 次の表のとおりとする。

減免額	減免期間
減免申請をしたときに現に賦課されている保険料の額から減免申請をしたときに見込まれる当該申請をした年の所得等の状況により仮に算定した保険料段階に定める保険料の額を差し引いた額	減免申請のあった年度の末日までの間

3 条例第12条第1項第3号の規定に該当することにより保険料を減免する場合における減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

4 条例第12条第1項第4号の規定に該当することにより保険料を減免する場合における減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広範囲に発生した災害による被害により事業収入が減少した場合 次の表のとおりとする。

前年中の合計所得金額	減免割合	減免期間
基準所得金額未満	対象保険料の全部	減免申請のあった年度の末日までの間
基準所得金額以上	対象保険料額の10分の8	

備考 対象保険料額とは、災害を受けた日以後の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じて得た額をいう。

(2) 災害による被害により事業収入が減少した場合（前号の場合を除く。） 第2項第2号の表に定めるとおりとする。

5 条例第12条第1項第5号の規定に該当することにより保険料を減免する場合における減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は次のとおりとする。

割合	減免期間
全部	減免申請のあった年度の末日までの間

6 条例第12条第1項第6号及び規則第14条第1項第1号の規定に該当することにより保険料を減免する場合における減免する保険料の額又は割合及び減免する期間は、次の表のとおりとする。

対象者	減免額	減免期間
条例第3条第1項 第1号に該当する 者	条例第3条の規定により当該第1号被保険者 に課される保険料の額からその額の3分の2 を差し引いた額	減免申請のあつ た年度の末日ま での間
条例第3条第1項 第2号、第3号、 第4号、第5号、 第6号、第7号又 は第8号に該当す る者	条例第3条の規定により当該第1号被保険者 に課される保険料の額から同条の規定により 同条第1項第1号に該当する者に課される保 険料の額を差し引いた額	